

総務委員会委員長報告書

令和2年3月23日

総務委員会に付託されました 議案8件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

はじめに、議案第2号「令和元年度流山市一般会計補正予算第5号」について申し上げます。

本案は、国・県支出金の変更に伴い事業費の補正を行うとともに、令和元年度国の一般会計補正予算第1号に基づき新たに経費を計上するほか、決算的見地による補正等を行うものです。また、これに関連して、継続費、繰越明許費及び地方債の変更等を行い、既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ3億2,141万6千円を減額することで、予算総額を627億8,411万9千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 3点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、決算的見地や事業費の認定などが大部分であり、台風災害における被災者支援や学校トイレの洋式化など、市民の要求が前進している部分もあるので賛成とするが、以下3点については、積極的な是正を求めたい。1、国の経済対策について、市内の末端まで行き渡るような取り組みをしていただきたい。2、千葉県施行の街路事業について、今回の補正予算でも地元負担金が盛り込まれている。これは、当初予算の関係で盛り込まれているが、今後、県の事業については、地元負担金がないように県当局と議論していただきたい。3、新型コロナウイルス対策については、財政調整積立基金の残高があれば一定程度対応できるとの答弁があったが、国や県に対して、ぜひ財源の補償を要望するとともに、市内で必要となっている対策については、機動的な財源措置を図り、市民の安心・安全を確保していただきたい。がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴い、省エネ性能の認定について、複数の建築物が連携した場合の認定に係る手数料及び簡易な評価方法による認定に係る手数料を定めるほか所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

そもそもこの出発点が、地球温暖化対策やパリ協定の目標達成という大きなベクトルを目指して、国全体にわかりやすい基準を設けていこうという取り組みだと理解している。今後、流山市も様々な公共施設の新築、増築等が計画されている。そういう点でも、市として独自に省エネ基準がしっかりと強化できるよう目標値を定めて、将来に向けて、より良いエネルギーの消費性能の向上に力を尽くせるよう、全庁挙げての取り組みを求めたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、まちづくりに係る効率的及び効果的な事務執行並びに組織力の向上を目的として、都市計画部及び都市整備部を統合し、まちづくり推進部を設置するものです。

審査の過程における討論として、

1 3点指摘し、反対の立場で討論する。

今だけ、金だけ、自分だけ、こういうことにならないよう厳しく戒める立場でこれまでも市政をチェックしてきたが、具体的に以下3点指摘する。1、市長就任17年目としてやるような内容ではない。事務効率ということであれば、この16年間にやらなかった自らの政治手腕のなさを表明することになると考える。2、今の市政において、事務効率という名による組織改編は、決して正しいやり方であったか歴史的に証明されていない。3、都市計画部がこれまで持っていた整備、開発、保全など、より良い街を求めて作り上げてきた任務や役割は、決して終わっていない。これから10年間、新しい総合計画が始まろうとしている。都市整備部と都市計画部の統合が本当に良かったかどうかは、この先決まることではあるが、現時点で言えることは、この統合によってより良い街づくりの計画、そしてその実行が本当に

市民にとって良かったのか問われることになる。

2 賛成の立場で討論する。

本来は、もっと早く検討すべき課題であったと答弁があったこと。次期総合計画に位置付けられていること。事務量の軽減になること。一つの部署の方が市民にとってもわかりやすいこと。責任のあり方ということでは、継続性が見られること。

3 賛成の立場で討論する。

これまでの国や県との協議などで重複していた部分が解消できるなど、事務効率化が図られるものと考えます。
がありました。

採決の結果、5対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務が令和2年4月1日に廃止されることに伴い、個人番号を利用できる事務から削除するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する詳細な事項について、規則で定めるよう委任規定を設けるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

少数精鋭という名のもとに職員の削減がこれまで繰り返されてきたが、人口の増大や業務量の増加に伴って、職員の残業が右肩上がりが増え続けてきており、体調を壊す職員もいる。適正規模、適正配置の職員を確保して、今回の条例で定めている内容が末端の職員まで全てに徹底されるようにし、ひいては、サービス残業の根絶、残業はできるだけなくなる市役所の実現に向けて、引き続き全力を挙げていただきたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「財産の取得について新設中学校用地」について申し上げます。

本案は、大畔地区に新設する中学校の用地を購入するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

生徒が数多く住んでいる地域とは全く異なる地域で、しかも、市街化調整区域として保全すべき地域に中学校を新設することが計画されている。開校日程が決まっていることなどから、やむなく今回は賛成するが、都市計画上はあり得ない新設学校の用地購入というのは、将来に大きな禍根を残すことになりかねないので、十分な精査をしていただきたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第9号「財産の取得について中野久木散策の森用地」について申し上げます。

本案は、中野久木散策の森の用地を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。